習志野市 指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者 指導調書

習志野市長宛て

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 提出者 | 法人名 |  | 作成日 | 　　　　　　年　　　　　月　　　　　日 |
| 事業所名 |  | 作成者職・氏名 |  |

|  |
| --- |
| 【添付書類】　次の書類を添付して提出してください。 |
| １．重要事項説明書（ひな型）２．決算書（前年度・前々年度）３．広告物（パンフレット、広告掲載した雑誌や求人誌等） | ４．直近の勤務体制一覧表（参考様式5-1）５．組織体制図６．運営規程 |
| 【関係法令一覧】 |
| 指定特定相談支援事業（障害者総合支援法） | 指定障害児通所支援事業（児童福祉法） |
| 略称 | 法令名称 |  | 略称 | 法令名称 |
| 障法 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 |  | 児法 | 児童福祉法 |
| 障施行規則 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 |  | 児施行規則 | 児童福祉法施行規則 |
| 平24厚令28 | [障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/page/SJMainMenu.jsf) |  | 平24厚令29 | 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 |
| 平24厚告125 | [障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準](http://rireki.daiichihoki.asp.lgwan.jp/dh_r/jyoubun.do?actionType=init&freeSearchFlg=0&sikouDate=4301016&leftKoubangou=1&searchFileId=resultid20181025101123.184&leftAllCount=5&houreiCd=757743353455&misikou=0&UNIQUE_KEY=1540429883199&ichiKey=) |  | 平24厚告126 | 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準 |
| 平18厚告539 | [厚生労働大臣が定める一単位の単価](http://rireki.daiichihoki.asp.lgwan.jp/dh_r/jyoubun.do?actionType=init&freeSearchFlg=0&sikouDate=4301016&leftKoubangou=2&searchFileId=resultid20181025101258.114&leftAllCount=9&houreiCd=185187797209&misikou=0&UNIQUE_KEY=1540429978133&ichiKey=) |  | 平24厚告128 | 厚生労働大臣が定める一単位の単価 |
| 平24厚告227 | [指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの](http://rireki.daiichihoki.asp.lgwan.jp/dh_r/jyoubun.do?actionType=init&freeSearchFlg=0&sikouDate=4301016&leftKoubangou=5&searchFileId=resultid20181025101123.184&leftAllCount=5&houreiCd=979965575777&misikou=0&UNIQUE_KEY=1540429883200&ichiKey=) |  | 平24厚告225 | [指定障害児相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官が定めるもの](http://rireki.daiichihoki.asp.lgwan.jp/dh_r/jyoubun.do?actionType=init&freeSearchFlg=0&sikouDate=4301016&leftKoubangou=5&searchFileId=resultid20181025101123.184&leftAllCount=5&houreiCd=979965575777&misikou=0&UNIQUE_KEY=1540429883200&ichiKey=) |
| 平21厚告176 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域 |  | 平24厚告233 | 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める地域 |
| 平27厚告180 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準 |  | 平27厚告181 | 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準 |
| 平24障発0330第22 | [障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/page/SJMainMenu.jsf)について |  | 平24障発0330第23 | 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について |
| 平18障発第1031001 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について |  | 平24障発0330第16 | 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について |
| 【提出先】習志野市健康福祉部障がい福祉課〒275-8601千葉県習志野市鷺沼2-1-1　　電話：047-453-9206　　FAX：047-453-9309　　E-mail：syogaifu@city.narashino.lg.jp |

|  |
| --- |
| 第1　基本方針【障法第51条の24】【児法第24条の31】 |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 1 | (1)　利用者又は障がい児の保護者（以下、利用者等)の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行っていますか。【平24厚令28第2条第1項】 | (1)　障がい児又は障がい児の保護者(以下、障がい児等)の意思及び人格を尊重し、常に当該障がい児等の立場に立って行っていますか。【平24厚令29第2条第1項】 | □行っている□行っていない | 【支援】□適 □不適□口頭確認□CWへの事前確認 | □要□否 |
| 2 | (2)　利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行っていますか。【平24厚令28第2条第2項】 | (2)　障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行っていますか。【平24厚令29第2条第2項】 | □行っている□行っていない | 【支援】□適 □不適□口頭確認□CWへの事前確認 | □要□否 |
| 3 | (3)　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(福祉サービス等)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行っていますか。【平24厚令28第2条第3項】 | (3)　障がい児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、障がい児等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービス(福祉サービス等)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行っていますか。【平24厚令29第2条第3項】 | □行っている□行っていない | 【支援】□適 □不適□口頭確認□CWへの事前確認 | □要□否 |
| 4 | (4)　利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行っていますか。【平24厚令28第2条第4項】 | (4)　障がい児等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害児通所支援事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行っていますか。【平24厚令29第2条第4項】 | □行っている□行っていない | 【支援】□適 □不適□口頭確認□CWへの事前確認 | □要□否 |
| 5 | (5)　市町村、障害福祉サービス事業を行う者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、その他の関係者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めていますか。【平24厚令28第2条第5項】 | (5)　市町村、障害児通所支援事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めていますか。【平24厚令29第2条第5項】 | □努めている□努めていない | 【支援】□適 □不適□口頭確認□CWへの事前確認 | □要□否 |
| 6 | (6)　利用者が指定計画相談支援を利用することにより、地域の教育、就労等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての者が共生することができるよう、地域社会への参加や包摂の推進に努めるとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の希望を踏まえて障害者支援施設、精神科病院等から地域生活への移行の推進に努めていますか。 | (6)　 障がい児が指定障害児相談支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障がい児の地域社会への参加や包摂(インクルージョン)の推進に努めていますか。 | □努めている□努めていない | 【支援】□適 □不適□口頭確認□CWへの事前確認 | □要□否 |
| 7 | (7)　自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図っていますか。【平24厚令28第2条第7項】 | (7)　自らその提供する指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図っていますか。【平24厚令29第2条第6項】 | □図っている□図っていない | 【企画】□適 □不適□口頭確認具体的な方法…

|  |
| --- |
|  |

 | □要□否 |
| 8 | (8)　利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。【平24厚令28第2条第8項】 | (8)　利用する障がい児の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。【平24厚令28第2条第8項】 | □講じている□講じていない | 【企画】□適 □不適□口頭確認具体的な方法…

|  |
| --- |
|  |

 | □要□否 |
| 9 | (9)　指定計画相談支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めていますか。【平24厚令28第2条第9項】 | (9)　指定障害児相談支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めていますか。【平24厚令29第2条第9項】 | □努めている□努めていない□該当なし | 【支援】□適 □不適□口頭確認□CWへの事前確認□福祉サービス等の提供者と連携した書類

|  |
| --- |
|  |

 | □要□否 |
|  |  |  |  |  |

|  |
| --- |
| 第2　人員に関する基準【障法第51条の24第1項】【児法第24条の31第1項】 |
|  | 1　従業者 |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 10 | (1)　 当該指定に係る特定相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員を置いていますか。（ただし、指定計画相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定特定相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。)【平24厚令28第3条第1項、平24厚告227】 | (1)　指定障害児相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員を置いていますか。(ただし、指定障害児相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定障害児相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。)【平24厚令29第3条第1項、平24厚告225】 | □専従かつ常勤の相談支援専門員を置いている□兼務の相談支援専門員を置いている➝□当該業務に支障はない□当該業務に支障がある（業務過剰等） | 【企画】□適 □不適□勤務体制一覧表（参考様式5-1）□組織体制図□口頭確認兼務する職務…

|  |
| --- |
|  |

 | □要□否 |
| 11 | (2)　 (1)に規定する相談支援専門員の員数の標準は、計画相談支援対象障がい者等の数が35又はその端数を増すごとに1となっていますか。【平24厚令28第3条第2項】　 | (2)　 (1)に規定する相談支援専門員の員数の標準は、障害児相談支援対象保護者の数が35又はその端数を増すごとに1となっていますか。【平24厚令29第3条第2項】 | □なっている□なっていない | 【企画】□適 □不適□勤務体制一覧表（参考様式5-1）□対象者数がわかる書類 | □要□否 |
| 12 | (3)　 (2)に規定する計画相談支援対象障がい者等の数は、前6月の平均値となっていますか。（ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。）【平24厚令28第3条第3項】　 | (3)　 (2)に規定する障害児相談支援対象保護者の数は、前6月の平均値となっていますか。（ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。）【平24厚令29第3条第3項】　 | □なっている□なっていない | 【企画】□適 □不適□勤務体制一覧表（参考様式5-1）□対象者数がわかる書類 | □要□否 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 13 | (4)　 相談支援員を配置している場合、次に掲げる要件をいずれも満たしていますか。一　平27厚告180第一号イからニまでに掲げる基準のいずれかに適合する。二　平27厚告180に該当する者(当該指定に係る特定相談支援事業所の相談支援専門員として職務に従事する者に限る。)により相談支援員に対して指導及び助言が行われる体制が確保されている。 | (4)　相談支援員を配置している場合、次に掲げる要件をいずれも満たしていますか。一　平27厚告181第一号イからニまでに掲げる基準のいずれかに適合すること。二　平27厚告181に該当する者(当該指定に係る障害児相談支援事業所の相談支援専門員として職務に従事する者に限る。)により相談支援員に対して指導及び助言が行われる体制が確保されている。 | □満たしている□満たしていない | 【企画】□適 □不適□勤務体制一覧表（参考様式5-1） | □要□否 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 2　管理者 |  |  |  |  |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 14 | 指定特定相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いていますか。(ただし、指定特定相談支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。)【平24厚令28第4条】 | 指定障害児相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いていますか。(ただし、指定障害児相談支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定障害児相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。)【平24厚令29第4条】 | □専従かつ常勤の管理者を置いている□兼務の管理者を置いている➝□管理上支障はない□管理上支障がある（業務過剰等） | 【企画】□適 □不適□勤務体制一覧表（参考様式5-1）□組織体制図 | □要□否 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |
|  | 3　従たる事業所を設置する場合における特例 |  |  |  |  |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 15 | 指定特定相談支援事業所における主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所を設置している場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者のうちそれぞれ1人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する相談支援専門員を配置していますか。【平24厚令28第4条の2第1項、第2項】 | 指定障害児相談支援事業所における主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所を設置している場合においては、主たる事業所及び従たる事業所のうちそれぞれ1人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する相談支援専門員は配置していますか。【平24厚令29第4条の2第1項、第2項】 | □配置している□配置していない□該当なし | 【企画】□適 □不適□勤務体制一覧表（参考様式5-1）□組織体制図□相談支援専門員修了証 | □要□否 |

|  |
| --- |
| 第3　運営に関する基準【障法第51条の24第2項】【児法第24条の31第2項】 |
|  | 1　内容及び手続の説明及び同意 |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 16 | (1)　指定計画相談支援の利用の申込みがあったときは、計画相談支援対象障がい者等（利用申込者）に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定計画相談支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ていますか。【平24厚令28第5条第1項】 | (1)　指定障害児相談支援の利用の申込みがあったときは、障害児相談支援対象保護者（利用申込者）に係る障がい児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定障害児相談支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ていますか。【平24厚令29第5条第1項】 | 配慮□している□していない文書の交付、説明□している□していない同意□得ている□得ていない | 【企画】□適 □不適□運営規程□重要事項説明書□契約書署名欄 | □要□否 |
| 17 | (2)　社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしていますか。(例)視覚に障がいのある方に書類を読み上げるなど【平24厚令28第5条第2項】※社会福祉法第77条では、社会福祉事業の経営者に対し、福祉サービスの利用契約の成立時に利用者に契約内容がわかる書面を交付することを規定しています。 | (2)　社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障がい児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしていますか。(例)視覚に障がいのある方に書類を読み上げる　など【平24厚令29第5条第2項】※社会福祉法第77条では、社会福祉事業の経営者に対し、福祉サービスの利用契約の成立時に利用者に契約内容がわかる書面を交付することを規定しています。 | □配慮をしている□配慮をしていない□該当事例なし | 【企画】□適 □不適□口頭確認具体的な配慮方法…

|  |
| --- |
|  |

 | □要□否 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 2　契約内容の報告等 |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 18 | (1)　指定計画相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告していますか。【平24厚令28第6条第1項】 | (1)　指定障害児相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告していますか。【平24厚令29第6条第1項】 | □報告している□報告していない | 【支援】□適 □不適□口頭確認□CWへの事前確認 | □要□否 |
| 19 | (2)　サービス等利用計画を作成したときは、その写しを市町村に対し遅滞なく提出しているか。【平24厚令28第6条第2項】 | (2)　障害児支援利用計画を作成したときは、その写しを市町村に対し遅滞なく提出していますか。【平24厚令29第6条第2項】 | □提出している□提出していない | 【支援】□適 □不適□口頭確認□CWへの事前確認 | □要□否 |
|  | 3　提供拒否の禁止 |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 20 | 正当な理由がなく、指定計画相談支援の提供を拒んでいませんか。【平24厚令28第7条】※「正当な理由」とは①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の実施地域外である場合③当該事業所の運営規程において主たる対象とする障がいの種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込があった場合④その他利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供することが困難な場合【平24障発0330第22第二の2-(3)】 | 正当な理由がなく、指定障害児相談支援の提供を拒んでいませんか。【平24厚令29第7条】※「正当な理由」とは①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合②利用申込者に係る障がい児の居住地が当該事業所の通常の実施地域外である場合③当該事業所の運営規程において主たる対象とする障がいの種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込があった場合④その他利用申込者及び利用申込者に係る障がい児に対し自ら適切な指定障害児相談支援を提供することが困難な場合【平24障発0330第23第二の2-(3)】 | □拒んでいない□拒むことがある➝□正当な理由がある（複数回答）　　□左記①　　□左記②　　□左記③　　□左記④　□正当な理由はない | 【支援】□適 □不適□口頭確認 | □要□否 |
|  |  |
|  | 4　サービス提供困難時の対応 |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 21 | 指定特定相談支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定特定相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。【平24厚令28第8条】 | 指定障害児相談支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者及び利用申込者に係る障がい児に対し自ら適切な指定障害児相談支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害児相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。【平24厚令29第8条】 | □講じている□講じていない□該当事例なし | 【支援】□適 □不適□口頭確認具体的な紹介方法…

|  |
| --- |
|  |

 | □要□否 |
|  | 5　受給資格の確認 |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 22 | 受給者証又は地域相談支援受給者によって、計画相談支援給付費の支給対象者であること、モニタリング期間、支給決定又は地域相談支援給付決定の有無、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間、支給量又は地域相談支援給付量等を確かめていますか。【平24厚令28第9条】 | 通所受給者証によって、障害児相談支援給付費の支給対象者であること、モニタリング期間、通所給付決定の有無、通所給付決定の有効期間、支給量等を確かめていますか。【平24厚令29第9条、児規則第1条の2の7】 | □確かめている□確かめていない | 【支援】□適 □不適□受給者証の写し | □要□否 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 6　支給決定又は地域相談支援給付決定の申請に係る援助 |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 23 | 支給決定又は地域相談支援給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間の終了に伴う支給決定又は地域相談支援給付決定の申請について、必要な援助を行っているか。【平24厚令28第10条】 | 通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う通所給付決定の申請について、必要な援助を行っていますか。【平24厚令29第10条】 | □行っている□行っていない | 【支援】□適 □不適□口頭確認□CWへの事前確認 | □要□否 |
|  |  |
|  | 7　身分を証する書類の携行 |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 24 | 相談支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。【平24厚令28第11条】 | 相談支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障がい児又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。【平24厚令29第11条】 | □指導している□指導していない | 【企画】□適 □不適□身分証明書□携行状況口頭確認 | □要□否 |
|  |  |
|  | 8　計画相談支援給付費又は障害児相談支援給付費の額等の受領 |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 25 | （法定代理受領を行わない場合）(1)　法定代理受領を行わない指定計画相談支援を提供した際は、計画相談支援対象障がい者等から当該指定計画相談支援につき法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定計画相談支援に要した費用の額)の支払を受けていますか。【平24厚令28第12条第1項】 | （法定代理受領を行わない場合）(1)　法定代理受領を行わない指定障害児相談支援を提供した際は、障害児相談支援対象保護者から当該指定障害児相談支援につき平成24年厚生労働省告示第126号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定障害児相談支援に要した費用の額)の支払を受けていますか。【平24厚令29第12条第1項、平24厚告126】 | □受けている□受けていない□該当事例なし | 【給付】□適 □不適□口頭確認□受領が確認できる書類 | □要□否 |
| 26 | （交通費の受領）(2)　（1）の支払を受ける額のほか、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定計画相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を計画相談支援対象障がい者等から受けることができるが、支払を受けていますか。【平24厚令28第12条第2項】 | （交通費の受領）(2)　（1）の支払を受ける額のほか、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定障害児相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を障害児相談支援対象保護者から受けることができるが、支払を受けていますか。【平24厚令29第12条第2項】 | □受けている□受けていない□該当事例なし | 【給付】□適 □不適□口頭確認□受領が確認できる書類 | □要□否 |
| 27 | （領収証の交付）(3)　(2)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った計画相談支援対象障がい者等に対し交付していますか。【平24厚令28第12条第3項】※№18～19参照 | （領収書の交付）(3)　(2)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った障害児相談支援対象保護者に対し交付していますか。【平24厚令29第12条第3項】※№18～19参照 | □交付している□交付していない□該当事例なし | 【給付】□適 □不適□口頭確認□領収書の控え等 | □要□否 |
| 28 | （利用者の事前の同意）(4)　(2)の交通費については、あらかじめ、計画相談支援対象障がい者等に対し、その額について説明を行い、同意を得ていますか。【平24厚令28第12条第4項】※№19参照 | （利用者の事前の同意）(4)　(2)の交通費については、あらかじめ、障害児相談支援対象保護者に対し、その額について説明を行い、同意を得ていますか。【平24厚令29第12条第4項】※№19参照 | □得ている□得ていない□該当事例なし | 【給付】□適 □不適□口頭確認□同意を確認できる書類 | □要□否 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 9　利用者負担額に係る管理 |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 29 | (1)　指定計画相談支援を提供している計画相談支援対象障がい者等が当該指定計画相談支援と同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき利用者負担額合計額を算定していますか。【平24厚令28第13条】 | (1)　指定障害児相談支援を提供している障害児相談支援対象保護者に係る障がい児が当該指定障害児相談支援と同一の月に受けた指定通所支援につき利用者負担額合計額を算定していますか。【平24厚令29第13条】 | □算定している□算定していない□該当事例なし | 【給付】□適 □不適□算定書類等 | □要□否 |
| 30 | (2)　この場合において、利用者負担額合計額を市町村に報告していますか。【同上】 | (2)　この場合において、利用者負担額合計額を市町村に報告していますか。【同上】 | □報告している□報告していない□該当事例なし | 【給付】□適 □不適□報告書控え | □要□否 |
| 31 | (3)　同じく、計画相談支援対象障がい者等及びサービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知していますか。【同上】　 | (3)　同じく、障害児相談支援対象保護者及び指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者に通知していますか。【同上】 | □通知している□通知していない□該当事例なし | 【給付】□適 □不適□通知書控え | □要□否 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 10　計画相談支援給付費又は障害児相談支援給付費の額に係る通知等 |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 32 | （利用者への通知）(1)　法定代理受領により指定計画相談支援に係る計画相談支援給付費の支給を受けた場合は、計画相談支援対象障がい者等に対し計画相談支援給付費の額を通知していますか。【平24厚令28第14条第1項】 | （利用者への通知）(1)　法定代理受領により指定障害児相談支援に係る障害児相談支援給付費の支給を受けた場合は、障害児相談支援対象保護者に対し障害児相談支援給付費の額を通知していますか。【平24厚令29第14条第1項】 | □通知している□通知していない | 【給付】□適 □不適□通知書控え | □要□否 |
| 33 | （サービス提供証明書の利用者への交付）(2)　上記8の(1)の法定代理受領を行わない指定計画相談支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定計画相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を計画相談支援対象障がい者等に対して交付していますか。【平24厚令28第14条第2項】※№23参照 | （サービス提供証明書の利用者への交付） (2)　上記8の(1)の法定代理受領を行わない指定障害児相談支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定障害児相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を障害児相談支援対象保護者に対して交付していますか【平24厚令29第14条第2項】※№23参照 | □交付している□交付していない□該当事例なし | 【給付】□適 □不適□サービス提供証明書 | □要□否 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 11　指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の具体的取扱方針（Ａ 指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の方針） |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 34 | （相談支援専門員によるサービス等利用計画の作成等）(1)　管理者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させていますか。【平24厚令28第15条第1項第1号】 | （相談支援専門員による障害児支援利用計画の作成）(1)　管理者は、相談支援専門員に障害児支援利用計画の作成に関する業務を担当させていますか。【平24厚令29第15条第1項第1号】 | □担当させている□担当させていない | 【支援】□適 □不適□口頭確認 | □要□否 |
| 35 | （指定計画相談支援の基本的留意点①）(2)　指定計画相談支援の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮していますか。【平24厚令28第15条第1項第2号】 | （障害児相談支援の基本的留意点①）(2)　指定障害児相談支援の提供に当たっては、障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい児等の意思をできる限り尊重するための配慮していますか。【平24厚令29第15条第1項第2号】 | □配慮している□配慮していない | 【支援】□適 □不適□口頭確認 | □要□否 |
| 36 | （指定計画相談支援の基本的留意点②）(3)　指定計画相談支援の提供に当たっては、利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行っていますか。【平24厚令28第15条第1項第3号】 | （指定障害児相談支援の基本的留意点②）(3)　指定障害児相談支援の提供に当たっては、障がい児等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、障がい児又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行っていますか。【平24厚令29第15条第1項第3号】 | □行っている□行っていない | 【支援】□適 □不適□口頭確認 | □要□否 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 37 | （指定計画相談支援の基本的留意点③）(4)　(3)について、必要に応じ、同じ障がいを有する者による支援等適切な手法を通じて行っていますか。【同上】※№33参照 | （指定障害児相談支援の基本的留意点③）(4)　(3)について、必要に応じ、同じ障がいを有する障がい児の家族による支援等適切な手法を通じて行っていますか。【同上】※№33参照 | □行っている□行っていない□必要とする事例なし | 【支援】□適 □不適□口頭確認具体例な説明方法…

|  |
| --- |
|  |

 | □要□否 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | （Ｂ 指定計画相談支援における指定サービス利用支援又は指定障害児相談支援における指定障害児支援利用援助の方針） |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 38 | （サービス等利用計画作成の基本理念）(1)　サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の希望等を踏まえて作成するよう努めていますか。【平24厚令28第15条第2項第1号】 | （障害児支援利用計画作成の基本理念）(1)　障害児支援利用計画の作成に当たっては、障がい児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障がい児等の希望等を踏まえて作成するよう努めていますか。【平24厚令29第15条第2項第1号】 | □努めている□努めていない | 【支援】□適 □不適□口頭確認□相談受付票□アセスメント票□利用計画書 | □要□否 |
| 39 | （継続的かつ計画的な福祉サービス等の利用）(2)　サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしていますか。【平24厚令28第15条第2項第2号】 | （継続的かつ計画的な福祉サービス等の利用）(2)　障害児支援利用計画の作成に当たっては、障がい児の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、障がい児の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしていますか。【平24厚令29第15条第2項第2号】 | □している□していない | 【支援】□適 □不適□口頭確認□相談受付票□アセスメント票□利用計画書 | □要□否 |
| 40 | （総合的なサービス等利用計画の作成）(3)　サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画上に位置付けるよう努めていますか。【平24厚令28第15条第2項第3号】 | （総合的な障害児支援利用計画の作成）(3)　障害児支援利用計画の作成に当たっては、障がい児の日常生活全般の支援及びインクルージョンの観点から、指定通所支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて障害児支援利用計画上に位置付けるよう努めていますか。【平24厚令29第15条第2項第3号】 | □努めている□努めていない | 【支援】□適 □不適□口頭確認□相談受付票□アセスメント票□利用計画書 | □要□否 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 41 | （利用者等によるサービスの選択） (4)　サービス等利用計画の作成の開始に当たっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供していますか。【平24厚令28第15条第2項第4号】 | （障がい児等によるサービスの選択）(4)　障害児支援利用計画の作成の開始に当たっては、障がい児等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害児通所支援事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に障がい児又はその家族に対して提供していますか。【平24厚令29第15条第2項第4号】 | □提供している□提供していない | 【支援】□適 □不適□口頭確認□相談受付票□アセスメント票 | □要□否 |
| 42 | （アセスメントの実施）(5)　サービス等利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握(アセスメント)を行っていますか。【平24厚令28第15条第2項第5号】 | （アセスメントの実施）(5)　障害児支援利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、障がい児について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障がい児の希望する生活や障がい児が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握(アセスメント)を行っていますか。【平24厚令29第15条第2項第5号】 | □行っている□行っていない | 【支援】□適 □不適□口頭確認□アセスメント票 | □要□否 |
| 43 | （アセスメントにおける留意点①）(6)　アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握していますか。【平24厚令28第15条第2項第6号】 |  | □把握している□把握していない | 【支援】□適 □不適□口頭確認□アセスメント票 | □要□否 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 44 | （アセスメントにおける留意点②）(7)　アセスメントに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接していますか。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ていますか。【平24厚令28第15条第2項第7号】 | （アセスメントにおける留意点）(6)　アセスメントに当たっては、障がい児の居宅を訪問し、障がい児及びその家族に面接していますか。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を障がい児及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ていますか。【平24厚令29第15条第2項第6号】 | 面接□している□していない説明□理解を得ている□理解を得ていない | 【支援】□適 □不適□口頭確認 | □要□否 |
| 45 | （サービス等利用計画案の作成）(8)　アセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、モニタリング期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成していますか。【平24厚令28第15条第2項第8号】 | （障害児支援利用計画案の作成）(7)　アセスメントに基づき、当該地域における指定通所支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、障がい児及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、モニタリング期間に係る提案等を記載した障害児支援利用計画案を作成していますか。【平24厚令29第15条第2項第7号、児施行規則第1条の2の7】 | □作成している□作成していない | 【支援】□適 □不適□口頭確認□利用計画案 | □要□否 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 46 | （短期入所のサービス等利用計画案への位置付け）(9)　サービス等利用計画案に短期入所を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活又は社会生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所を利用する日数が年間180日を超えないようにしていますか。【平24厚令28第15条第2項第9号】 |  | □超えないようにしている□超えないようにしていない□該当事例なし | 【支援】□適 □不適□口頭確認 | □要□否 |
| 47 | （サービス等利用計画案の説明及び同意）(10)　サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、法第19条第1項に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ていますか。【平24厚令28第15条第2項第10号】 | （障害児支援利用計画案の説明及び同意）(8)　障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、児法第21条の5の5第1項に規定する障害児通所給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該障害児支援利用計画案の内容について、障がい児及びその家族に対して説明し、文書により障がい児等の同意を得ていますか。【平24厚令29第15条第2項第8号】 | □得ている□得ていない | 【支援】□適 □不適□口頭確認□利用計画案署名欄 | □要□否 |
| 48 | （サービス等利用計画案の交付）(11)　サービス等利用計画案を作成した際には、当該サービス等利用計画案を利用者等に交付していますか。【平24厚令28第15条第2項第11号】 | （障害児支援利用計画案の交付）(9)　障害児支援利用計画案を作成した際には、当該障害児支援利用計画案を障がい児等に交付していますか。【平24厚令29第15条第2項第9号】 | □交付している□交付していない | 【支援】□適 □不適□口頭確認 | □要□否 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 49 | （サービス担当者会議の開催等による専門的意見の聴取）(12)　支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認した上で、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。【平24厚令28第15条第2項第12号】 | （サービス担当者会議の開催等による専門的意見の聴取）(10)　通所給付決定を踏まえて障害児支援利用計画案の変更を行い、指定障害児通所支援事業者等その他の者との連絡調整等を行うとともに、障がい児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、サービス担当者会議の開催等により、当該障害児支援利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。【平24厚令29第15条第2項第10号】 | 連絡調整□している□していない担当者会議□必ず開催している□一部開催している□開催していない | 【支援】□適 □不適□口頭確認□担当者会議の開催が確認できる書類 | □要□否 |
| 50 | （サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の説明及び同意）(13)　サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ていますか。【平24厚令28第15条第2項第13号】 | （サービス担当者会議を踏まえた障害児支援利用計画案の説明及び同意）(11)　サービス担当者会議を踏まえた障害児支援利用計画案の内容について、障がい児又はその家族に対して説明し、文書により障がい児等の同意を得ていますか。【平24厚令29第15条第2項第11号】 | □同意を得ている□同意を得ていない | 【支援】□適 □不適□口頭確認□利用計画書同意欄 | □要□否 |
| 51 | （サービス等利用計画の交付）(14)　サービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画を利用者等及び担当者に交付していますか。【平24厚令28第15条第2項第14号】 | （障害児支援利用計画の交付）(12)　障害児支援利用計画を作成した際には、当該障害児支援利用計画を障がい児等及び担当者に交付していますか。【平24厚令29第15条第2項第12号】 | □交付している□交付していない | 【支援】□適 □不適□口頭確認 | □要□否 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | （Ｃ 指定計画相談支援における指定継続サービス利用支援又は指定障害児相談支援における指定継続障害児支援利用援助の方針） |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 52 | （サービス等利用計画の実施状況等の把握及び評価等）(1)　サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握(モニタリング(利用者についての継続的な評価を含む))を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行っていますか。【平24厚令28第15条第3項第1号】 | （障害児支援利用計画の実施状況等の把握及び評価等）(1)　障害児支援利用計画の作成後、障害児支援利用計画の実施状況の把握(モニタリング)を行い、必要に応じて障害児支援利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな通所給付決定が必要であると認められる場合には、障がい児等に対し、通所給付決定に係る申請の勧奨を行っていますか。【平24厚令29第15条第3項第1号】 | モニタリング□行っている□行っていない計画の変更□行っている□行っていない□該当事例なし連絡調整□行っている□行っていない申請の勧奨□行っている□行っていない□該当事例なし | 【支援】□適 □不適□口頭確認□モニタリング報告書 | □要□否 |
| 53 | （モニタリングの実施）(2)　モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、モニタリング期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録していますか。【平24厚令28第15条第3項第2号】 | （モニタリングの実施）(2)　モニタリングに当たっては、障がい児及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、モニタリング期間ごとに障がい児の居宅を訪問し、障がい児等に面接するほか、その結果を記録していますか。【平24厚令29第15条第3項第2号、児施行規則第1条の2の7】 | 継続的な連絡□必ず行っている□一部行っている□行っていない訪問及び面接□必ずしている□一部している□していない記録□必ずしている□一部している□していない | 【支援】□適 □不適□口頭確認□モニタリング報告書 | □要□否 |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 54 | （サービス等利用計画の変更）(3)　サービス等利用計画の変更の際は、上記Ｂの(1)から(9)まで及び(12)から(14)までの規定を準用し、同様の対応をしていますか。【平24厚令28第15条第3項第3号】※№35～42、№45～47参照 | （障害児支援利用計画の変更）(3)　 障害児支援利用計画の変更の際は、上記Ｂの(1)から(7)まで及び(10)から(12)までの規定を準用し、同様の対応をしていますか。【平24厚令29第15条第3項第3号】※№35～41、№45～47参照 | □している□していない□該当事例なし | 【支援】□適 □不適□口頭確認□相談受付票□アセスメント票□利用計画書□利用計画書同意欄□担当者会議の開催が確認できる書類 | □要□否 |
| 55 | （指定障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供）(4)　適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が指定障害者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行っていますか。【平24厚令28第15条第3項第4号】 | （指定障害児入所施設等への紹介その他の便宜の提供）(4)　適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、障がい児がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は障がい児等が指定障害児入所施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害児入所施設等への紹介その他の便宜の提供を行っていますか。【平24厚令29第15条第3項第4号】 | □行っている□行っていない□該当事例なし | 【支援】□適 □不適□口頭確認 | □要□否 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 56 | （指定障害者支援施設等との連携）(5)　指定障害者支援施設、精神科病院等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っていますか。【平24厚令28第15条第3項第5号】 | （指定障害児入所施設等との連携）(5)　指定障害児入所施設等から退所又は退院しようとする障がい児又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っていますか。【平24厚令29第15条第3項第5号】 | □行っている□行っていない□該当事例なし | 【支援】□適 □不適□口頭確認 | □要□否 |
| 57 |  | （必要な情報の提供及び助言）(6)　 障がい児の心身の状況、その置かれている環境、障がい児等の選択及びインクルージョンの観点等を踏まえつつ、福祉サービス等が多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っていますか。 | □行っている□行っていない□該当事例なし | 【支援】□適 □不適□口頭確認 | □要□否 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 12　テレビ電話装置等の活用 |
| № | 指導事項(指定計画相談支援) | 指導事項(指定障害児相談支援) | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 58 | (1)　 テレビ電話装置等を活用して利用者に対するアセスメント又はモニタリングに係る面接を行っている場合には、次に掲げる要件をいずれも満たしていますか。一　当該アセスメント又はモニタリングに係る利用者が平21厚告176に定める地域に居住し、かつ、指定特定相談支援事業所と当該利用者の居宅等との間に一定の距離がある。二　当該面接を行う日の属する月の前月又は前々月に、当該利用者の居宅等を訪問してアセスメント又はモニタリングに係る面接を行った。【平24厚令28第15条の2】 | (1)　 テレビ電話装置等を活用して障がい児に対するアセスメント又はモニタリングに係る面接を行っている場合には、次に掲げる要件をいずれも満たしていますか。一　当該アセスメント又はモニタリングに係る障がい児が平24厚告233に定める地域に居住し、かつ、指定障害児相談支援事業所と当該障がい児の居宅等との間に一定の距離がある。二　当該面接を行う日の属する月の前月又は前々月に、当該障がい児の居宅等を訪問してアセスメント又はモニタリングに係る面接を行った。【平24厚令29第15条の2】 | □満たしている□満たしていない□該当事例なし | 【支援】□適 □不適□面接の記録確認 | □要□否 |
|  |  |
|  | 13　利用者等に対するサービス等利用計画等の書類又は障がい児等に対する障害児支援利用計画等の書類の交付 |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 59 | 利用者等が他の指定特定相談支援事業者の利用を希望する場合その他利用者等から申出があった場合には、当該利用者等に対し、直近のサービス等利用計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。【平24厚令28第16条】 | 障がい児等が他の指定障害児相談支援事業者の利用を希望する場合その他障がい児等から申出があった場合には、当該障がい児等に対し、直近の障害児支援利用計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。【平24厚令29第16条】 | □交付している□交付していない□該当事例なし | 【支援】□適 □不適□口頭確認 | □要□否 |
|  |  |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 14　計画相談支援対象障害者等又は障害児相談支援対象保護者に関する市町村への通知 |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 60 | 指定計画相談支援を受けている計画相談支援対象障害者等が偽りその他不正な行為によって計画相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。【平24厚令28第17条】 | 指定障害児相談支援を受けている障害児相談支援対象保護者が偽りその他不正な行為によって障害児相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。【平24厚令29第17条】 | □通知している□通知していない□該当事例なし | 【給付】□適 □不適□口頭確認 | □要□否 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 15　管理者の責務 |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 61 | (1)　管理者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者の管理、指定計画相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。【平24厚令28第18条第1項】 | (1)　管理者は、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者の管理、指定障害児相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。【平24厚令29第18条第1項】 | □行っている□行っていない | 【企画】□適 □不適□口頭確認□組織体制図 | □要□否 |
| 62 | (2)　管理者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者に第1から第3の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。【平24厚令28第18条第2項】※№1～91参照 | (2)　管理者は、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者に第1から第3の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。【平24厚令29第18条第2項】※№1～91参照 | □行っている□行っていない | 【企画】□適 □不適□口頭確認□組織体制図 | □要□否 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 16　運営規程 |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 63 | 指定特定相談支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めていますか。①　事業の目的及び運営の方針②　従業者の職種、員数及び職務の内容③　営業日及び営業時間④　指定計画相談支援の提供方法及び内容並びに計画相談支援対象障害者等から受領する費用及びその額⑤　通常の事業の実施地域⑥　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障がいの種類⑦　虐待の防止のための措置に関する事項⑧　その他運営に関する重要事項【平24厚令28第19条】 | 指定障害児相談支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めていますか。①　事業の目的及び運営の方針②　従業者の職種、員数及び職務の内容③　営業日及び営業時間④　指定障害児相談支援の提供方法及び内容並びに障害児相談支援対象保護者から受領する費用及びその額⑤　通常の事業の実施地域⑥　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類⑦　虐待の防止のための措置に関する事項⑧　その他運営に関する重要事項【平24厚令29第19条】 | □定めている➝□全ての事項　□一部の事項□定めていない | 【企画】□適 □不適□運営規程 | □要□否 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 17　勤務体制の確保等 |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 64 | (1)　利用者等に対し、適切な指定計画相談支援を提供できるよう、指定特定相談支援事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めていますか。【平24厚令28第20条第1項】 | (1)　障がい児等に対し、適切な指定障害児相談支援を提供できるよう、指定障害児相談支援事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めていますか。【平24厚令29第20条第1項】 | □定めている□定めていない | 【企画】□適 □不適□勤務体制一覧表（参考様式5-1）□組織体制図 | □要□否 |
| 65 | (2)　指定特定相談支援事業所ごとに、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に指定計画相談支援の業務を担当させていますか。（ただし、相談支援専門員の補助の業務については、この限りでない。）【平24厚令28第20条第2項】 | (2)　指定障害児相談支援事業所ごとに、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に指定障害児相談支援の業務を担当させていますか。(ただし、相談支援専門員の補助の業務については、この限りでない。)【平24厚令29第20条第2項】 | □担当させている□担当させていない | 【企画】□適 □不適□口頭確認□組織体制図 | □要□否 |
| 66 | (3)　相談支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。【平24厚令28第20条第3項】 | (3)　相談支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。【平24厚令29第20条第3項】 | □確保している□確保していない | 【企画】□適 □不適□口頭確認□研修実績が確認できる書類 | □要□否 |
| 67 | (4)　適切な指定計画相談支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。【平24厚令28第20条第4項】 | (4)　適切な指定障害児相談支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。【平24厚令29第20条第4項】 | □講じている□講じていない | 【企画】□適 □不適□口頭確認□具体的な内容…

|  |
| --- |
|  |

 | □要□否 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 18　業務継続計画の策定等 |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 68 | (1)　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定計画相談支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。【平24厚令28第20条の2第1項】 | (1)　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定障害児相談支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。【平24厚令29第20条の2第1項】 | □講じている□講じていない | 【企画】□適 □不適□口頭確認□具体的な内容…

|  |
| --- |
|  |

 | □要□否 |
| 69 | (2)　従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。【平24厚令28第20条の2第2項】 | (2)　従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。【平24厚令29第20条の2第2項】 | □実施している□実施していない | 【企画】□適 □不適□口頭確認□具体的な内容…

|  |
| --- |
|  |

 | □要□否 |
| 70 | (3)　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。【平24厚令28第20条の2第3項】 | (3)　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。【平24厚令29第20条の2第3項】 | □行っている□行っていない | 【企画】□適 □不適□口頭確認 | □要□否 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 19　設備及び備品等 |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 71 | 事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定計画相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。【平24厚令28第21条】※区画…①事務室②受付･相談･会議用のスペース設備及び備品…必要なもの（具体的な規定なし）【平24障発0330第22第二の2-(17)】 | 事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定障害児相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。【平24厚令29第21条】※区画…①事務室②受付･相談･会議用のスペース設備及び備品…必要なもの（具体的な規定なし）【平24障発0330第23第二の2-(17)】 | 区画□有している□有していない設備及び備品□備えている□備えていない | 【企画】□適 □不適□平面図□設備や備品（現物）□口頭確認 | □要□否 |
|  |  |
|  | 20　衛生管理等 |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 72 | (1)　従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。【平24厚令28第22条第1項】 | (1)　従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。【平24厚令29第22条第1項】 | □行っている□行っていない | 【企画】□適 □不適□職員の健康管理に関する書類規程 | □要□否 |
| 73 | (2)　指定特定相談支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。【平24厚令28第22条第2項】 | (2)　指定障害児相談支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。【平24厚令29第22条第2項】 | □努めている□努めていない | 【企画】□適 □不適□事業所の衛生状況□衛生用品の設置 | □要□否 |
| 74 | (3)　当該指定特定相談支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように措置を講じていますか。　①　感染症の予防及びまん延防止対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)の定期的な開催及び従業者への結果の周知徹底　②　感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備　③　従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の定期的な実施【平24厚令28第22条第3項】 | (3)　当該指定障害児相談支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように措置を講じていますか。　①　感染症の予防及びまん延防止対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)の定期的な開催及び従業者への結果の周知徹底　②　感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備　③　従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の定期的な実施【平24厚令29第22条第3項】 | 委員会開催□している□していない指針の整備□している□していない訓練の実施□している□していない | 【企画】□適 □不適□委員会会議録□指針□訓練実施報告書 | □要□否 |
|  |  |
|  | 21　掲示等 |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 75 | (1)　指定特定相談支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び計画相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。又は、これらの事項を記載した書面を当該指定特定相談支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させていますか。【平24厚令28第23条第1項、第2項】 | (1)　指定障害児相談支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、障害児相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。又は、これらの事項を記載した書面を当該指定障害児相談支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させていますか。【平24厚令29第23条第1項、第2項】 | □掲示している➝□運営規程　□相談の実施状況　□相談支援専門員の資格等　□重要事項説明書□掲示していない□閲覧させている | 【企画】□適 □不適□掲示状況具体的な掲示方法…

|  |
| --- |
|  |

 | □要□否 |
| 76 | (2)　(1)に規定する重要事項の公表に努めていますか。【平24厚令28第24条第3項】 | (2)　 (1)に規定する重要事項の公表に努めていますか。【平24厚令29第23条第3項】 | □努めている➝□ホームページ　□その他　(　　　　　　)□努めていない | 【企画】□適 □不適□公表状況具体的な公表方法…

|  |
| --- |
|  |

 | □要□否 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 22　秘密保持等 |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 77 | (1)　従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。【平24厚令28第24条第1項】 | (1)　従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を漏らしていませんか。【平24厚令29第24条第1項】 | □漏らしていない□漏らしている | 【企画】□適 □不適□口頭確認□雇用契約時の秘密保持誓約書等□CWへの事前確認 | □要□否 |
| 78 | (2)　従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。【平24厚令28第24条第2項】 | (2)　従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。【平24厚令29第24条第2項】 | □講じている□講じていない | 【企画】□適 □不適□口頭確認□雇用契約時の秘密保持誓約書等 | □要□否 |
| 79 | (3)　サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。【平24厚令28第24条第3項】 | (3)　サービス担当者会議等において、障がい児又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該障がい児又はその家族の同意を得ていますか。【平24厚令29第24条第3項】 | □得ている□得ていない | 【企画】□適 □不適□口頭確認□個人情報使用の同意が確認できる文書 | □要□否 |
|  | 23　広告 |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 80 | 当該指定特定相談支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていませんか。【平24厚令28第25条】 | 当該指定障害児相談支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていませんか。【平24厚令29第25条】 | □していない□している | 【企画】□適 □不適□口頭確認□広告物（パンフレット、ホームページ、広告掲載した雑誌や求人誌等） | □要□否 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 24　障害福祉サービス事業者等又は指定障害児通所支援事業者等からの利益収受等の禁止 |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 81 | (1)　 定特定相談支援事業者及び指定特定相談支援事業所の管理者は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていませんか。【平24厚令28第26条第1項】 | (1)　 指定障害児相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業所の管理者は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていませんか。【平24厚令29第26条第1項】 | □行っていない□行っている | 【企画】□適 □不適□口頭確認 | □要□否 |
| 82 | (2)　相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていませんか。【平24厚令28第26条第2項】 | (2)　相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、障がい児等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていませんか。【平24厚令29第26条第2項】 | □行っていない□行っている | 【企画】□適 □不適□口頭確認 | □要□否 |
| 83 | (3)　サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を収受していませんか。【平24厚令28第26条第3項】 | (3)　障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、障がい児に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を収受していませんか。【平24厚令29第26条第3項】 | □収受していない□収受している | 【企画】□適 □不適□口頭確認 | □要□否 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 25　苦情解決 |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 84 | (1)　提供した指定計画相談支援又はサービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。【平24厚令28第27条第1項】 | (1)　提供した指定障害児相談支援又は障害児支援利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する障がい児又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。【平24厚令29第27条第1項】 | □講じている□講じていない | 【企画】□適 □不適□口頭確認□重要事項説明書□苦情解決措置概要（参考様式6） | □要□否 |
| 85 | (2)　 (1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。【平24厚令28第27条第2項】 | (2)　 (1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。【平24厚令29第27条第2項】 | □記録している□記録していない□該当事例なし | 【企画】□適 □不適□苦情内容等の記録文書 | □要□否 |
| 86 | (3)　提供した指定計画相談支援に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。【平24厚令28第27条第3項】 | (3)　提供した指定障害児相談支援に関し、法第24条の34第1項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、障がい児又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。。【平24厚令29第27条第3項】 | 調査協力□協力している□協力していない□該当事例なし改善□行っている□行っていない□該当事例なし | 【企画】□適 □不適※過去の調査協力の実績で判断する。 | □要□否 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 87 | (4)　提供した指定計画相談支援に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定計画相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。【平24厚令28第27条第4項】 | (4)　提供した指定障害児相談支援に関し、法第57条の3の2第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、障がい児又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。【平24厚令29第27条第4項】 | 調査協力□協力している□協力していない□該当事例なし改善□行っている□行っていない□該当事例なし | 【企画】□適 □不適□口頭確認具体的な調査内容と対応…

|  |
| --- |
|  |

 | □要□否 |
| 88 | (5)　提供した指定計画相談支援に関し、法第51条の27第2項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、利用者又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。【平24厚令28第27条第5項】 | (5)　提供した指定障害児相談支援に関し、法第57条の3の3第4項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定障害児相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、障がい児又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。【平24厚令29第27条第5項】 | 調査協力□協力している□協力していない□該当事例なし改善□行っている□行っていない□該当事例なし | 【企画】□適 □不適※過去の調査協力の実績で判断する。 | □要□否 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 89 | (6)　都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告していますか。【平24厚令28第27条第6項】※№80～82参照 | (6)　都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事又は市町村長に報告していますか。【平24厚令29第27条第6項】※№80～82参照 | □報告している□報告していない□該当事例なし | 【企画】□適 □不適(3)、(5)…市の調査※過去の調査協力の実績で判断する。(4)…県の調査□口頭確認□報告書 | □要□否 |
| 90 | (7)　社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。【平24厚令28第27条第7項】※運営適正化委員会は、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するために都道府県社会福祉協議会に設置される委員会です。 | (7)　社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力していますか。【平24厚令29第27条第7項】※運営適正化委員会は、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するために都道府県社会福祉協議会に設置される委員会です。 | □協力している□協力していない□該当事例なし | 【企画】□適 □不適□口頭確認具体的な調査内容と対応…

|  |
| --- |
|  |

 | □要□否 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 26　事故発生時の対応 |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 91 | (1)　利用者等に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。【平24厚令28第28条第1項】 | (1)　障がい児等に対する指定障害児相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該障がい児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。【平24厚令29第28条第1項】 | □講じている□講じていない□該当事例なし | 【企画】□適 □不適□都道府県、市町村、家族等への報告記録 | □要□否 |
| 92 | (2)　(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録していますか。【平24厚令28第28条第2項】 | (2)　(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録していますか。【平24厚令29第28条第2項】 | □記録している□記録していない□該当事例なし | 【企画】□適 □不適□事故の記録文書 | □要□否 |
| 93 | (3)　利用者等に対する指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。【平24厚令28第28条第3項】 | (3)　障がい児等に対する指定障害児相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。【平24厚令29第28条第3項】 | □行っている□行っていない□該当事例なし | 【企画】□適 □不適□再発防止の検討記録□賠償責任保険書類等 | □要□否 |
|  |  |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 27　虐待の防止 |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 94 | 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じていますか。①　虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)の定期的な開催及び従業者への結果の周知徹底②　従業者に対する虐待防止のための定期的な研修の実施③　①②を適切に実施するための担当者の配置【平24厚令28第28条の2】 | 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じていますか。①　虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)の定期的な開催及び従業者への開催結果の周知徹底②　従業者に対する虐待防止のための定期的な研修の実施③　①②を適切に実施するための担当者の配置【平24厚令29第28条の2】 | 委員会開催□している□していない研修の実施□している□していない担当者の配置□している□していない | 【企画】□適 □不適□委員会会議録□研修実施報告書□担当者配置がわかる書類 | □要□否 |
|  |  |
|  | 28　会計の区分 |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 95 | 指定特定相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定計画相談支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分していますか。【平24厚令28第29条】 | 指定障害児相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定障害児相談支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分していますか。【平24厚令29第29条】 | □区分している□区分していない | 【企画】□適 □不適□決算書 | □要□否 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 29　記録の整備 |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 96 | (1)　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。【平24厚令28第30条第1項】 | (1)　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。【平24厚令29第30条第1項】 | □全て整備している□一部整備している➝□従業者の記録　□設備の記録　□備品の記録　□会計の記録□整備していない | 【企画】□適 □不適□勤務体制一覧表（参考様式5-1）□組織体制図□設備や備品の記録□決算書 | □要□否 |
| 97 | (2)　利用者等に対する指定計画相談支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定計画相談支援を提供した日から5年間保存していますか。①　福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録②　個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳ア　サービス等利用計画案及びサービス等利用計画イ　アセスメントの記録ウ　サービス担当者会議等の記録エ　モニタリングの結果の記録③　利用者に関する市町村への通知に係る記録④　苦情の内容等の記録⑤　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録【平24厚令28第30条第2項】 | (2)　障がい児等に対する指定障害児相談支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定障害児相談支援を提供した日から5年間保存していますか。①　福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録②　個々の障がい児ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳ア　障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画イ　アセスメントの記録ウ　サービス担当者会議等の記録エ　モニタリングの結果の記録③　市町村への通知に係る記録④　苦情の内容等の記録⑤　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録【平24厚令29第30条第2項】 | □全て保存している□一部保存している➝□左記①　□左記②のア　□左記②のイ　□左記②のウ　□左記②のエ　□左記③　□左記④　□左記⑤□保存していない | 【企画】□適 □不適□各保存記録の簿冊 | □要□否 |
|  |
| 第4　雑則（電磁的記録等） |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 98 | 指定特定相談支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行っていますか。【平24厚令28第31条】 | 指定障害児相談支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもののうち、この府令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障がい児又は障害児相談支援対象保護者である場合には当該障がい児又は当該障害児相談支援対象保護者に係る障がい児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行っていますか。【平24厚令29第31条】 | □配慮をしている□配慮をしていない□電磁的方法により実施している□電磁的な方法では実施していない |  | □要□否 |
|  |
| 第5　変更の届出等【障法第51条の25】【児法第24条の32】 |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 99 | (1)　当該指定に係る特定相談支援事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定計画相談支援の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を市町村長に届け出ていますか。【障法第51条の25第3項、障施行規則第34条の60】※障施行規則第34条の60で定める事項①事業所の名称及び所在地②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名③申請者の登記事項証明書又は条例等④事業所の平面図⑤事業所の管理者及び相談支援専門員の氏名、生年月日、住所及び経歴⑥運営規程 | (1)　当該指定に係る障害児相談支援事業所の名称及び所在地その他内閣府令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定障害児相談支援の事業を再開したときは、内閣府令で定めるところにより、10日以内に、その旨を市町村長に届け出ていますか。【児法第24条の32第1項、児施行規則第25条の26の7第1項～第2項】※児施行規則第25条の26の7で定める事項①事業所の名称及び所在地②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名③申請者の登記事項証明書又は条例等　④事業所の平面図⑤事業所の管理者及び相談支援専門員の氏名、生年月日、住所及び経歴⑥運営規程 | □届け出ている□届け出ていない□該当なし | 【企画】□適 □不適※届出事項と現況が一致しているか確認し、判断する。 | □要□否 |
| 100 | (2)　当該指定計画相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市町村長に届け出ていますか。【障法第51条の25第4項、障施行規則第34条の60】 | (2)　当該指定障害児相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市町村長に届け出ていますか。【児法第24条の32第2項、児施行規則第25条の26の7第3項】 | □届け出ている□届け出ていない□該当なし | 【企画】□適 □不適※廃止や休止の実績や今後の予定がないか確認し判断する。 | □要□否 |

|  |
| --- |
| 第6　計画相談支援給付費又は障害児相談支援給付費の算定及び取扱い【障法第51条の17第2項】【児法第24条の26第2項】 |
|  | 1　基本事項 |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 101 | (1)　指定計画相談支援に要する費用の額は、計画相談支援給付費単位数表により算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて算定していますか。【平24厚告125の一、平18厚告539】(ただし、その額が現に当該指定計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定計画相談支援に要した費用の額となっていますか。)【障法第51条の17第2項】 | (1)　指定障害児相談支援に要する費用の額は、障害児相談支援給付費単位数表により算定する単位数に別にこども家庭庁長官が定める一単位の単価を乗じて算定していますか。【平24厚告126の一、平24厚告128】（ただし、その額が現に指定障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定障害児相談支援に要した費用の額となっていますか。）【児法第24条の26第2項】 | □算定している□算定していない□なっている□なっていない□該当事例なし | 【給付】□適 □不適□請求内容（国保連資料）□口頭確認 | □要□否 |
| 102 | (2)　(1)の規定により指定計画相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定していますか。【平24厚告125の二】※№94参照 | (2)　(1)の規定により指定障害児相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。【平24厚告126の二】※№94参照 | □算定している□算定していない | 【給付】□適 □不適□請求内容（国保連資料）□口頭確認 | □要□否 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 2　計画相談支援費又は障害児相談支援費 |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 103 | (1)　サービス利用支援費計画相談支援対象障がい者等に対して指定サービス利用支援を行った場合、各区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、サービス利用支援費について1月につき所定単位数を算定していますか。①別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市町村に届け出た事業所は、機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）から機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）までのいずれかの支援費を算定している場合においては、その他の機能強化型サービス利用費は算定していませんか。②サービス利用支援費（Ⅰ）については、前6月における相談支援専門員1名あたりの取扱件数（プランニング・モニタリングの請求件数）が40未満の部分に相談支援専門員の平均人数を乗じた件数で算定していますか。③サービス利用支援費（Ⅱ）については、取扱件数が40以上の場合、取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均人数を乗じた件数で算定していますか。【平24厚告125別表の1の注1】 | (1)　障害児支援利用援助費障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児支援利用援助を行った場合、各区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、障害児支援利用援助費について1月につき所定単位数を算定していますか。①別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして、市町村に届け出た事業所は、機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）から機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅳ）までのいずれかの支援費を算定している場合においては、その他の機能強化型継続障害児支援利用援助費は算定していませんか。②障害児支援利用援助費（Ⅰ）については、前6月における相談支援専門員1名あたりの取扱件数（プランニング・モニタリングの請求件数）が40未満の部分に相談支援専門員の平均人数を乗じた件数で算定していますか。③障害児支援利用援助費（Ⅱ）については、取扱件数が40以上の場合の取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均人数を乗じた件数で算定していますか。【平24厚告126別表の1の注1】 | （１）□算定している□算定していない①□算定している□算定していない□該当事例なし②□算定している□算定していない□該当事例なし③□算定している□算定していない□該当事例なし | 【給付】□適 □不適□請求内容（国保連資料）□口頭確認 | □要□否 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 104 | (2)　継続サービス利用支援費計画相談支援対象障がい者等に対して指定継続サービス利用支援を行った場合、各区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、継続サービス利用支援費について1月につき所定単位数を算定していますか。1. 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している

ものとして、市町村に届け出た事業所は、機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ）から機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅳ）までのいずれかの支援費を算定している場合においては、その他の機能強化型継続サービス利用費は算定していませんか。1. 継続サービス利用支援費（Ⅰ）については、前6月における相談支援専門員1名あたりの取扱件数（プランニング・モニタリングの請求件数）の40未満の部分に相談支援専門員の平均人数を乗じた件数で算定していますか。
2. 継続サービス利用支援費（Ⅱ）については、取扱件数が40以上の場合、取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均人数を乗じた件数で算定していますか。

【平24厚告125別表の1の注2】 | (2)　継続障害児支援利用援助費障害児相談支援対象保護者に対して指定継続障害児支援利用援助を行った場合、各区分に応じ、それぞれに掲げる方法により、継続障害児支援利用援助費について1月につき所定単位数を算定していますか。1. 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして、市町村に届け出た事業所は、機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）から機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅳ）までのいずれかの支援費を算定している場合においては、その他の機能強化型継続障害児支援利用援助費は算定していませんか。
2. 継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）については、前6月における相談支援専門員1名あたりの取扱件数（プランニング・モニタリングの請求件数）の40未満の部分に相談支援専門員の平均人数を乗じた件数で算定していますか。
3. 継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)については、取扱件数が40以上の場合の取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均人数を乗じた件数で算定していますか。

【平24厚告126別表の1の注2】 | （１）□算定している□算定していない①□算定している□算定していない□該当事例なし②□算定している□算定していない□該当事例なし③□算定している□算定していない□該当事例なし | 【給付】□適 □不適□請求内容（国保連資料）□口頭確認 | □要□否 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 105 | (3)　その他①　第3の11のＢの(6) (第3の11のＣの(3)において準用する場合を含む)、(10)、(11)若しくは(12)から(14)まで(第3の11のＣの(3)において準用する場合を含む)又は第3の11のＣの(2)に定める基準を満たさないで指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定していませんか。【平24厚告125別表の1の注3】※№40、43～47、49、50参照 | (3)　その他①　第3の11のＢの(6) (第3の11のＣの(3)において準用する場合を含む)、(8)、(9)若しくは(10)から(12)まで(第3の11のＣの(3)において準用する場合を含む)又は第3の11のＣの(2)に定める基準を満たさないで指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を行った場合には、所定単位数を算定していませんか。【平24厚告126別表の1の注3】※№40、43～47、49、50参照 | □算定していない□算定している□該当事例なし | 【給付】□適 □不適□請求内容（国保連資料）□口頭確認 | □要□否 |
| 106 | ②　障害児相談支援対象保護者に対して指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定していませんか。【平24厚告125別表の1の注4】 |  | □算定していない□算定している□該当事例なし | 【給付】□適 □不適□請求内容（国保連資料）□口頭確認 | □要□否 |
| 107 | ③　同一の月において、同一の計画相談支援対象障がい者等に対して指定継続サービス利用支援を行った後に、指定サービス利用支援を行った場合には、継続サービス利用支援費に係る所定単位数を算定していませんか。【平24厚告125別表の1の注5】 | ②　同一の月において、同一の障害児相談支援対象保護者に対して指定継続障害児支援利用援助を行った後に、指定障害児支援利用援助を行った場合には、継続障害児支援利用援助費に係る所定単位数を算定していませんか。【平24厚告126別表の1の注4】 | □算定していない□算定している□該当事例なし | 【給付】□適 □不適□請求内容（国保連資料）□口頭確認 | □要□否 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 108 | ④　介護保険法の要介護1又は要介護2の利用者に対して、同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(Ⅰ)として、1月につき区分に応じた所定の単位を所定単位数から減算していますか。【平24厚告125別表の1の注6】 |  | □減算している□減算していない□該当事例なし | 【給付】□適 □不適□請求内容（国保連資料）□口頭確認 | □要□否 |
| 109 | ⑤　介護保険法の要介護3、要介護4又は要介護5の利用者に対して、指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(Ⅱ)として、1月につき区分に応じた所定の単位を所定単位数から減算していますか。【平24厚告125別表の1の注7】 |  | □減算している□減算していない□該当事例なし | 【給付】□適 □不適□請求内容（国保連資料）□口頭確認 | □要□否 |
| 110 | ⑥　介護保険法の要支援1又は要支援2の利用者に対して、同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援と一体的に指定サービス利用支援を行い、継続サービス利用支援費(Ⅰ)を算定した場合に、介護予防支援費重複減算として、1月につき20単位を所定単位数から減算していますか。【平24厚告125別表の1の注8】 |  | □減算している□減算していない□該当事例なし | 【給付】□適 □不適□請求内容（国保連資料）□口頭確認 | □要□否 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 111 | ⑦　障法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。【平24厚告125別表の1の注9】 | 情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合には、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。【平24厚告126別表の1の注5】 | □減算している□減算していない□該当事例なし | 【給付】□適 □不適□請求内容（国保連資料）□口頭確認 | □要□否 |
| 112 | ⑧　指定基準第20条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。【平24厚告125別表の1の注10】 | 指定基準第20条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。【平24厚告126別表の1の注6】 | □減算している□減算していない□該当事例なし | 【給付】□適 □不適□請求内容（国保連資料）□口頭確認 | □要□否 |
| 113 | ⑨　指定基準第28条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。【平24厚告125別表の1の注11】 | 指定基準第28条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。【平24厚告126別表の1の注7】 | □減算している□減算していない□該当事例なし | 【給付】□適 □不適□請求内容（国保連資料）□口頭確認 | □要□否 |
| 114 | ⑩　平21厚告176「厚生労働大臣が定める地域」に定める地域に居住している利用者に対して、指定計画相談支援を行った場合（①及び②に定める場合を除く。）に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。【平24厚告125別表の1の注12】※№98、99参照※平成21年厚生労働省告示第176号で定める地域一　離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域二　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島三　豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯四　辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第一項に規定する辺地五　山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村六　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島七　半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域八　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域九　過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域十　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島【平21厚告176】 | ③　平成24年厚生労働省告示第233号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める地域」に居住している障がい児の保護者に対して、指定障害児相談支援を行った場合(①に定める場合を除く。)に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。【平24厚告126別表の1の注8】※№98参照※平成24年厚生労働省告示第233号で定める地域一　離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域二　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島三　豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯四　辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第一項に規定する辺地五　山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村六　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島七　半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域八　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域九　過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域十　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島【平24厚告233】 | □加算している□加算していない□該当事例なし | 【給付】□適 □不適□請求内容（国保連資料）□口頭確認 | □要□否 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 115 | 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所において、機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)若しくは機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)又は機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)若しくは機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ)を算定する場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に500単位を加算していますか。（ただし、拠点コーディネーター1人につき、当該指定特定相談支援事業所並びに当該指定特定相談支援事業所と相互に連携して運営される指定自立生活援助事業者、指定地域移行支援事業者及び指定地域定着支援事業者の事業所の単位において、1月につき100回を限度とする。【平24厚告125別表の1の注13】 | 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業者において、機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)若しくは機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅱ)又は機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)若しくは機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)を算定する場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に500単位を加算していますか。（ただし、拠点コーディネーター1人につき、当該指定障害児相談支援事業者並びに当該指定障害児相談支援事業者と相互に連携して運営される指定自立生活援助事業者、指定地域移行支援事業者及び指定地域定着支援事業者の事業所の単位において、1月につき100回を限度とする。）【平24厚告126別表の1の注9】 |  |  |  |
|  |  |
|  | 3　利用者負担上限額管理加算 |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 116 | 利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算していますか。【平24厚告125別表の2の注】 | 利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算していますか。【平24厚告126別表の2の注】 | □加算している□加算していない□該当事例なし | 【給付】□適 □不適□請求内容（国保連資料）□口頭確認 | □要□否 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 4　初回加算 |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 117 | (1)　新規にサービス等利用計画を作成する計画相談支援対象障がい者等に対して、指定サービス利用支援を行った場合その他平成27年厚生労働省告示第180号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準」の一に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算していますか。【平24厚告125別表の3の注1、平27厚告180の一】 | 新規に障害児支援利用計画を作成する障害児相談支援対象保護者に対して、指定障害児支援利用援助を行った場合その他平成27年厚生労働省告示第181号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準」の一に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算していますか。【平24厚告126別表の3の注1、平27厚告181の一】 | □加算している□加算していない□該当事例なし | 【給付】□適 □不適□請求内容（国保連資料）□口頭確認□初回加算に係る記録（5年保存） | □要□否 |
| 118 | (2)　 初回加算を算定する指定特定相談支援事業者において、指定計画相談支援の利用に係る契約をした日からサービス等利用計画案を計画相談支援対象障がい者等に交付した日までの期間が3月を超える場合であって、当該指定計画相談支援の利用に係る契約をした日から3月を経過する日以後に、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接した場合(月に1回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限る。)は、所定単位数に300単位に当該面接をした月の数(3を限度とする。)を乗じて得た単位数を加算していますか。【平24厚告125別表の3の注2】 | (2)　 初回加算を算定する指定障害児相談支援事業者において、指定障害児相談支援の利用に係る契約をした日から障害児支援利用計画案を障がい児及びその家族に交付した日までの期間が3月を超える場合であって、当該指定障害児相談支援の利用に係る契約をした日から3月を経過する日以後に、月に2回以上、当該障がい児の居宅を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該障がい児及びその家族に面接した場合(月に1回以上居宅の訪問による面接を行う場合に限る。)は、所定単位数に、500単位に当該面接をした月の数(3を限度とする。)を乗じて得た単位数を加算していますか。【平24厚告126別表の3の注2】 |  |  |  |
|  |  |
|  | 5　主任相談支援専門員配置加算 |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 119 | 常勤の相談支援専門員を１名以上配置し、かつ、そのうち１名以上が主任相談支援専門員であるものとして市町村長に届け出た事業所は、主任相談支援専門員が従業者に資質の向上のための研修を行った場合、１月に所定の単位数を加算していますか。（ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。）イ　主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)　300単位ロ　主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ)　100単位【平24厚告125別表の4の注】 | 常勤の相談支援専門員を１名以上配置し、かつ、そのうち１名以上が主任相談支援専門員であるものとして市町村長に届け出た事業所は、主任相談支援専門員が従業者に資質の向上のための研修を行った場合、１月に所定の単位数を加算していますか。（ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。）イ　主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)　300単位ロ　主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ)　100単位【平24厚告126別表の4の注】 | □加算している□加算していない□非該当 | 【給付】□適 □不適□請求内容□口頭確認□体制整備の掲示・公表状況（届出内容と一致していること） | □要□否 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 6　入院時情報連携加算 |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 120 | 計画相談支援対象障がい者等が病院等に入院するに当たり、平成27年厚生労働省告示第180号「厚生労働大臣が定める基準」の三に従い、当該病院等の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報を提供した場合は、1人につき1月に1回を限度として区分に応じた所定単位数を加算していますか。（ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。イ　入院時情報連携加算(Ⅰ)　300単位ロ　入院時情報連携加算(Ⅱ)　150単位【平24厚告125別表の5の注、平27厚告180の三】 | 障がい児が病院等に入院するに当たり、平成27年厚生労働省告示第181号「こども家庭庁長官が定める基準」の三に従い、当該病院等の職員に対して、当該障がい児の心身の状況や生活環境等の当該障がい児に係る必要な情報を提供した場合は、1人につき1月に1回を限度として区分に応じた所定単位数を加算していますか。（ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。）イ　入院時情報連携加算(Ⅰ)　300単位ロ　入院時情報連携加算(Ⅱ)　150単位【平24厚告126別表の5の注、平27厚告181の三】 | □加算している□加算していない□該当事例なし | 【給･企】□適 □不適□請求内容（国保連資料）□入院時情報提供書（5年保存） | □要□否 |
|  | 7　退院・退所加算 |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 121 | 計画相談支援対象障がい者等が退院、退所等をし、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する場合において、利用者の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、計画相談支援対象障がい者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービスの利用に関する調整を行った場合（同一の計画相談支援対象障がい者等について、当該障害福祉サービスの利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき3回を限度として所定単位数を加算していますか（4の初回加算を算定する場合を除く。）。【平24厚告125別表の6の注】※№106参照 | 障がい児が退院、退所等をし、障害児通所支援を利用する場合において、当該障がい児の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該障がい児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、障害児支援利用計画を作成し、障害児通所支援の利用に関する調整を行った場合（同一の障がい児について、当該障害児通所支援の利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき3回を限度として所定単位数を加算していますか（4の初回加算を算定する場合を除く。）【平24厚告126別表の6の注】※№106参照 | □加算している□加算していない□該当事例なし | 【給･企】□適 □不適□請求内容（国保連資料） | □要□否 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 8　居宅介護支援事業所等連携加算 |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 122 | 計画相談支援対象障がい者等が障害福祉サービス等を利用している期間において、次の①から⑥までのいずれかに該当する場合に、1月に定められる単位を合算した単位数を加算していますか。また、計画相談支援対象障がい者等が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内において、次の①から⑥までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ①から⑥までに掲げる単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算していますか。①　指定居宅介護支援又は指定介護予防支援の利用を開始するに当たり、当該指定居宅介護支援等を提供する指定居宅介護支援事業所に対して、当該計画相談支援対象障がい者等に係る心身の状況等の必要な情報を提供し、当該指定居宅介護支援事業所等における居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に協力する場合。②　指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、月に2回以上、当該計画相談支援対象障がい者等の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合(月に1回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限り、サービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定する月を除く。)　。 ③　指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、当該計画相談支援対象障がい者等の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る指定居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加する場合(サービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定する月を除く。) 。④　通常の事業所に新たに雇用され、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センター又は当該通常の事業所の事業主等による支援を受けるに当たり、当該障害者就業・生活支援センター等に対して、当該計画相談支援対象障がい者等に係る心身の状況等の必要な情報を提供し、当該障害者就業・生活支援センター等における当該計画相談支援対象障害者等の支援内容の検討に協力する場合。⑤　通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に2回以上、当該計画相談支援対象障がい者等の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合(月に1回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限り、サービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定する月を除く。)。⑥　通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受けるに当たり、当該計画相談支援対象障がい者等の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る当該障害者就業・生活支援センター等が開催する会議に参加する場合((サービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定する月を除く。)。 【平24厚告125別表の7の注】 |  | □加算している□加算していない□該当事例なし | 【給･企】□適 □不適□請求内容（国保連資料）□記録の作成※情報提供の場合は情報提供に係る文書（5年保存） | □要□否 |
|  | 9　保育・教育等移行支援加算 |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 123 |  | 障がい児が障害福祉サービス若しくは地域相談支援又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援を利用している期間において、次の①から③までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ①から③までに掲げる単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算していますか。①障がい児が保育所、小学校その他の児童が集団生活を営む施設に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター若しくは当該通常の事業所の事業主等による支援を受けるに当たり、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等に対して、当該障がい児の心身の状況等の当該障害児に係る必要な情報を提供し、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等における当該障がい児の支援内容の検討に協力する場合　150単位②障がい児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に2回以上、当該障がい児の居宅を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該障がい児及びその家族に面接する場合(月に1回以上居宅の訪問による面接を行う場合に限り、障害児支援利用援助費又は継続障害児支援利用援助費を算定する月を除く。)　300単位③障がい児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受けるに当たり、当該障がい児の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等が開催する会議に参加する場合(障害児支援利用援助費又は継続障害児支援利用援助費を算定する月を除く。)　300単位【平24厚告126別表の7の注　※No.96,97参照】 | □加算している□加算していない□該当事例なし | 【給･企】□適 □不適□請求内容（国保連資料）□記録の作成※情報提供の場合は情報提供に係る文書（5年保存） | □要□否 |
|  | 10　医療・保育・教育機関等連携加算 |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 124 | 福祉サービス等を提供する機関の職員等と面談又は会議を行い、計画相談支援対象障がい者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合、計画相談支援対象障がい者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算していますか（4の初回加算を算定する場合及び7の退院・退所加算を算定する場合であって、退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けている場合を除く。）。【平24厚告125別表の8の注、平24厚令28第2条第3項】※№106、108参照 | 福祉サービス等を提供する機関の職員等と面談又は会議を行い、障がい児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助をした場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障がい児1人につき1月に1回を限度とし、所定単位数を加算していますか（4の初回加算を算定する場合及び7の退院・退所加算を算定する場合であって、退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けている場合を除く。）。【平24厚告126別表の8の注、平24厚令29第2条第3項】※№106、108参照 | □加算している□加算していない□該当事例なし | 【給･企】□適 □不適□請求内容（国保連資料） | □要□否 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 11　集中支援加算 |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 125 | 指定特定相談支援事業者が、次の(1)から(5)までに該当する場合に、1月にそれぞれ(1)から(5)までに掲げる単位数を加算していますか。ただし、(1)から(3)までについては、計画相談支援対象障がい者等1人につき1月に1回を限度とする。（（1）、（2）、（4）はサービス利用支援費、継続サービス利用支援費、（３）は加えて6の入院時情報連携加算又は7の退院・退所加算を算定する月を除く。）。（1）障害福祉サービス等の利用に関して、計画相談支援対象障がい者~~等~~又は市町村等の求めに応じ、月に2回以上、当該障がい者等の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該計画相談支援対象障がい者等及びその家族に面接する場合（2）サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握したサービス等利用計画の実施状況について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地から意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行う場合（3）福祉サービス等を提供する機関等の求めに応じ、当該関係機関が開催する会議に参加し、計画相談支援対象障がい者等の障害福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合（サービス利用支援費若しくは継続サービス利用支援費、入院時情報連携加算(Ⅰ)又は退院・退所加算を算定する月を除く。）(4)　計画相談支援対象障がい者等が病院等に通院するに当たり、当該病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障がい者等に係る心身の状況、生活環境等の必要な情報を提供した場合（サービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定する月を除く。）(5)　福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、当該福祉サービス等提供機関に対して計画相談支援対象障がい者等に関する必要な情報の提供を行った場合（サービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定する月を除く。）【平24厚告125別表の9の注】 | 指定障害児相談支援事業者が、次の（１）から（３）までのいずれかに該当する場合に、障がい児1人つき1月に1回を限度としてそれぞれの所定単位数を加算していますか（（１）及び（２）は障害児支援利用援助費等又は継続障害児支援利用援助費、（３）は加えて6の入院時情報連携加算(Ⅰ)又は7の退院・退所加算を算定する月を除く。）。（1）障害福祉サービス等の利用に関して、障害児相談支援対象保護者又は市町村等の求めに応じ、月に2回以上、当該障害児相談支援対象保護者に係る障がい児の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該障がい児及びその家族に面接する場合（2）サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握した障害児支援利用計画の実施状況について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地から意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行う場合（3）福祉サービス等を提供する機関等の求めに応じ、当該関係機関が開催する会議に参加し、障がい児の障害福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合（障害児支援利用援助費若しくは継続障害児支援利用援助費、入院時情報連携加算(Ⅰ)又は退院・退所加算を算定する月を除く。）(4)　障害児相談支援対象保護者に係る障がい児が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該障がい児の心身の状況、生活環境等の当該障がい児に係る必要な情報を提供した場合(1月に3回を限度とし、同一の病院等については1月に1回を限度とする。障害児支援利用援助費又は継続障害児支援利用援助費を算定する月を除く。)(5)　福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、当該福祉サービス等提供機関に対して障害児相談支援対象保護者に係る障がい児に関する必要な情報を提供した場合(障害児支援利用援助費又は継続障害児支援利用援助費を算定する月を除く。)　【平24厚告126別表の9の注】 | □加算している□加算していない□該当事例なし | 【給･企】□適 □不適□請求内容（国保連資料） | □要□否 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 12　サービス担当者会議実施加算 |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 126 | 指定継続サービス利用支援を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握したサービス等利用計画の実施状況（計画相談支援対象障がい者等についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行った場合に、計画相談支援対象障がい者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算していますか。（ただし、医療・保育・教育機関等連携加算を算定する場合であって、福祉サービス等提供機関の職員等と面談又は会議を行い、計画相談支援対象障がい者等に関する必要な情報の提供を受けているときは算定しない。）【平24厚告125別表の10の注】 | 指定継続障害児支援利用援助を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障がい児についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行った場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障がい児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算していますか。【平24厚告126別表の10の注】 | □加算している□加算していない□該当事例なし | 【給･企】□適 □不適□請求内容（国保連資料）□サービス担当者会議記録（5年保存） | □要□否 |
|  | 13　サービス提供時モニタリング加算 |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 127 | 計画相談支援対象障がい者等が利用する障害福祉サービスの提供現場を訪問することにより、障害福祉サービスの提供状況等を確認し、及び記録した場合に、計画相談支援対象障がい者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算していますか。ただし、相談支援専門員1人当たりの計画相談支援対象障がい者等の数が39を超える場合には、39を超える数については、算定しない。この場合において、当該指定特定相談支援事業所の相談支援員については、1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。【平24厚告125別表の11の注】 | 障害児相談支援対象保護者に係る障がい児が利用する障害児通所支援の提供現場を訪問することにより、障害児通所支援の提供状況等を確認し、及び当該提供状況等を記録した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障がい児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算していますか。ただし、相談支援専門員１人当たりの障害児相談支援対象保護者の数が39を超える場合には、39を超える数については、算定しない。【平24厚告126別表の11の注】 | □加算している□加算していない□該当事例なし | 【給･企】□適 □不適□請求内容（国保連資料）□サービス提供時モニタリング記録（5年保存） | □要□否 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 14　行動障害支援体制加算 |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 128 | 別に厚生労大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算していますか。【平24厚告125別表の12の注、平27厚告180の四】 | 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算していますか。【平24厚告126別表の12の注、平27厚告181の四】 | □加算している□加算していない□該当事例なし□非該当 | 【給･企】□適 □不適□請求内容（国保連資料）□体制整備の掲示・公表状況（届出内容と一致していること） | □要□否 |
|  | 15　要医療児者支援体制加算 |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 129 | 別に厚生労大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算していますか。【平24厚告125別表の13の注、平27厚告180の五】 | 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算していますか。【平24厚告126別表の13の注、平27厚告181の五】 | □加算している□加算していない□該当事例なし□非該当 | 【給･企】□適 □不適□請求内容（国保連資料）□体制整備の掲示・公表状況（届出内容と一致していること）□提供拒否がないこと | □要□否 |
|  | 16　精神障害者支援体制加算 |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 130 | 別に厚生労大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算していますか。【平24厚告125別表の14の注、平27厚告180の六】 | 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算していますか。【平24厚告126別表の14の注、平27厚告181の六】 | □加算している□加算していない□該当事例なし□非該当 | 【給･企】□適 □不適□請求内容（国保連資料）□体制整備の掲示・公表状況（届出内容と一致していること）□提供拒否がないこと | □要□否 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 17　高次脳機能障害支援体制加算 |
| № | 指導事項(指定計画相談支援) | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 131 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算していますか。【平24厚告125別表の14の2の注】 | 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして、市町村長に対して届け出た指定障害児相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算していますか。【平24厚告126別表の14の2の注】 | □加算している□加算していない□該当事例なし□非該当 | 【給･企】□適 □不適□請求内容（国保連資料）□体制整備の掲示・公表状況（届出内容と一致していること）□提供拒否がないこと | □要□否 |
|  |  |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 18　ピアサポート体制加算 |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 132 | 別に厚生労大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所において、指定計画相談支援を行った場合に、1月に所定単位数を加算していますか【平24厚告125別表の15、平27厚告180の七】 | 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所において、指定障害児相談支援を行った場合に、1月に所定単位数を加算していますか。【平24厚告126別表の15の注、平27厚告181の七】 | □加算している□加算していない□非該当 | 【給･企】□適 □不適□請求内容（国保連資料）□体制整備の掲示・公表状況（届出内容と一致していること） | □要□否 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 18　地域生活支援拠点等相談強化加算 |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 133 | 別に厚生労大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所が、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者（以下この注において「要支援者」という。）が指定短期入所を利用する場合において、指定短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（現に当該要支援者が指定短期入所を利用していない場合にあっては、サービス等利用計画の作成又は変更を含む。）を行った場合には、当該要支援者1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算していますか（当該指定特定相談支援事業者が指定自立生活援助事業者又は指定地域定着支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定計画相談支援の事業と指定自立生活援助又は指定地域定着支援の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合であって、急時支援加算を算定する場合又は当該指定地域定着支援事業者が地域定着支援サービス費を算定する場合を除く。）。【平24厚告125別表の16の注、平27厚告180の八】 | 別にこども家庭庁長官が定める基準にに適合するものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所が、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた障がい児（以下この注において「要支援児」という。）が指定短期入所を利用する場合において、指定短期入所事業者に対して当該要支援児に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（現に当該要支援児が指定短期入所を利用していない場合にあっては、障害児支援利用計画の作成又は変更を含む。）を行った場合には、当該要支援児1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算していますか。【平24厚告126別表の16の注、平27厚告181の八】 | □加算している□加算していない□該当事例なし | 【給･企】□適 □不適□請求内容（国保連資料）□算定対象である旨の記録（5年保存） | □要□否 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 19　地域体制強化共同支援加算 |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 134 | 別に厚生労大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が、計画相談支援対象障がい者等の同意を得て、当該計画相談支援対象障がい者等に対して、当該計画相談支援対象障がい者等に福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、習志野市障がい者地域共生協議会に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該利用者に対して指定サービス利用支援を行っている指定特定相談支援事業所において、当該計画相談支援対象障がい者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算していますか。【平24厚告125別表の17の注、平27厚告180の八】 | 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員が、障害児相談支援対象保護者の同意を得て、当該障害児相談支援対象保護者に係る障がい児に対して、福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、習志野市障がい者地域共生協議会に対し、文書により当該説明及び支援の内容等を報告した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児利用支援を行っている指定障害児相談支援事業所において、当該障害児相談支援対象保護者に係る障がい児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算していますか。【平24厚告126別表の17の注、平27厚告181の八】 | □加算している□加算していない□該当事例なし | 【給･企】□適 □不適□請求内容（国保連資料）□会議内容の記録（5年保存） | □要□否 |
|  |  |  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 20　遠隔地訪問加算 |  |  |  |  |
| № | 指導事項(指定計画相談支援)  | 指導事項(指定障害児相談支援)  | 事業所回答 | 市処理欄 | 改善 |
| 135 | 計画相談支援対象障がい者等の居宅等、病院等、障害者支援施設等、刑事施設等、宿泊施設等又は福祉サービス等提供機関(特別地域に所在し、かつ、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離があるものに限る。)を訪問して、初回加算、入院時情報連携加算、退院・退所加算、居宅介護支援事業所等連携加算、医療・保育・教育機関等連携加算又は集中支援加算を算定する場合に、これらの加算の算定回数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算していますか。（ただし、初回加算については、面接を実施した月の数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算する。）【平24厚告125別表の18の注】 | 障害児相談支援対象保護者に係る障がい児の居宅、病院等、児童福祉施設、刑事施設等、宿泊施設等又は福祉サービス等提供機関(特別地域に所在し、かつ、指定障害児相談支援事業所との間に一定の距離があるものに限る。)を訪問して、初回加算、入院時情報連携加算(Ⅰ)、退院・退所加算、保育・教育等移行支援加算、医療・保育・教育機関等連携加算又は集中支援加算を算定する場合に、これらの加算の算定回数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算していますか。（ただし、3の初回加算については、面接をした月の数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算する。）【平24厚告126別表の18の注】 | □加算している□加算していない□該当事例なし | 【給･企】□適 □不適□請求内容（国保連資料）□訪問の記録 | □要□否 |

令和４年１月３１日改正

令和４年１２月１日改正

令和６年４月１日改正

令和６年１２月１日改正

令和７年６月１９日改正